

【被扶養者認定の証明書】

長谷工健康保険組合

被扶養者認定は、被保険者が主たる生計維持者であることを前提とし、
被扶養者資格を総合的に判断いたします。

- (申請書) 健康保険被扶養者異動届 扶養理由書(16歳以上)
国民年金第3号該当届(20歳以上60歳未満の配偶者)
- (添付証明書) 16歳以上の方については、各種証明書等の添付が必要です。
証明書は(写)の記載がないものは原則原本です。

(1) 無職・無収入、または基準収入未満の方

扶養認定対象者について	添付書類
無職の場合	(非)課税証明書 又は 所得証明書等
退職し、無職になった場合	退職証明書 又は 健康保険資格喪失証明書等
	失業給付(雇用保険)を受給する場合は、『雇用保険受給資格者証-第1面・第3面』(写)
パート・アルバイト等、就業中の場合	直近3か月の給与明細(写)
自営業等、就業中の場合	前年度の確定申告書(写)
	前年度の確定申告の収支内訳書(写)
就業できない場合	身体障害者手帳(写) 又は 医師の証明書等

扶養認定対象者が上記に該当せず、添付書類が不明な場合は健保までお問合せ下さい。

(2) 学生

高校・大学および各種学校等が発行する『在学証明書』 又は 『有効期限付の学生証』(写)

(3) 年金等受給者

『(非)課税証明書』、所得証明書等

直近の恩給、公的・私的年金の『年金支払通知書 又は 年金額改定通知書 又は 年金振込通知書』(写)

(4) 実父母及び義父母の方の場合

長谷工健康保険組合では、父母(義父母含む)双方がご健在の場合、
民法上の夫婦相互扶養の考え方により、どちらか片方だけの認定はいたしません。
尚、義父母の場合は同居が認定条件となります。

(5) 夫婦共働き世帯の場合

配偶者の方の収入証明書(源泉徴収票 又は 課税証明書 又は 確定申告書(写)等)

扶養認定対象者の添付書類とあわせて、配偶者の収入証明書もご提出ください。

夫婦共に長谷工健保の場合、配偶者の氏名・所属を記載していただければ収入証明書は不要です。

(6) 結婚の場合

受理証明書 又は 戸籍謄本

(7) 別居の場合

住民票

送金額証明書(金融機関の振込金受取書(振込受付書) 又は 郵便局の現金書留送付控え等)

送金額証明書(6か月分)がない場合は認定できません。(学生の仕送り証明は免除)

仕送り送金額:扶養認定対象者の年間収入を超える送金額であることが要件となります。